

通達甲（交．総．教）第167号

昭和43年8月10日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官
各 殿
所 属 長

交 通 部 長
警 ら 部 長

交通安全教育実施要綱の制定について

〔沿革〕 昭和53年11月通達甲（交．総．法）第100号
平成5年3月同（副監．総．企．組）第8号
6年11月同（副監．地．総．企）第20号
12年8月同（副監．総．企．調）第14号
17年9月同（副監．総．企．組）第21号
29年3月同第6号改正

このたび、別添のとおり交通安全教育実施要綱（以下「要綱」という。）を制定し、昭和43年8月10日から実施することとしたから、特別の場合を除き、毎月行なう交通の安全教育と指導取締りの一体的推進については、要綱に準拠して実施されたい。

命によつて通達する。

おつて、交通安全教育実施状況の報告について（昭和41年12月21日通達甲（交．総．教）第150号）は、廃止する。

記

制定の趣旨

警察活動としての交通安全教育は、交通安全意識を一般に普及し、交通道德の高揚を図り、もつて交通事故防止をするために行なうものであるが、従来、その実施方法等については格別の定めがなく、それぞれの実情によつて行なわれていたため合理性に欠ける点が認められたので、このたび交通安全教育活動の具体的な手段を定め、効率的な運用を図るために要綱を制定したものである。

別添

交通安全教育実施要綱

第1 総則

1 要綱の目的

この要綱は、主として平素における交通安全教育を効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 交通安全教育の意義

この要綱において「交通安全教育」とは、交通事故を防止するため、公衆に対し広く交通安全の諸規則等を普及徹底し、それが道路交通の場において確実に実践されるよう反復啓発指導することをいう。

第2 交通安全教育の実施方法

1 広報活動による安全教育

広報活動はおおむね次により行うものとする。

- (1) なにを広報すべきかを検討し、まず実施すべき内容を決定する。
- (2) 内容に応じて最も効果的な時期および場を選ぶ。
- (3) 広報すべき内容に最もふさわしい媒体を決定し、これに適応した具体的な方法を考える。
- (4) 利用する主な広報媒体は、印刷物、映画、立看板、懸垂幕（横断幕）、移動展等であるが、これらを利用するに当たってはそれぞれの媒体の特性を生かした活用を図るものとする。
- (5) 街頭放送は、広報車、交通取締用自動車、交番等備付けのマイク等を利用し、次により行うこと。

ア 周囲の環境および時間等を考慮し、言動、音量などについて聞者に抵抗を感じさせる等のことのないよう十分な注意を払うこと。

イ 違反者の指導警告にあたっては、個人を特定しての具体的な呼びかけはしないこと。

ウ 広報案文を作成して事前に訓練を行なうこと。

2 講習会等による安全教育

講習会等は、運転者、安全運転管理者（副安全運転管理者を含む。以下同じ。）、運行管理者および歩行者（学童、幼児を含む。）を対象におおむね次により実施するものとする。

区分	項目	実施上の留意事項
	1 日時の選定	(1) 参加者が参加しやすいような日時を選

共通的な事項	事前準備		ぶこと。 (2) 事前に関係者と具体的な打合せをすること。
		2 会場の選定	参加予定人員に見合う収容設備のある場所を選ぶこと。
		3 開催の周知方法	(1) 実施日までに相当の余裕をもって周知させること。 (2) 駐車施設のないときは、「車で来ないよう」事前に知らせておくこと。 (3) ポスター、チラシ、回覧板、区報、市報等の利用を考慮すること。 (4) 立看板等により会場を明示すること。
	要領	1 時間の励行	開始、終了の時間などは、つとめて守ること。
		2 講習内容等	(1) 対象にふさわしい講習内容を選定すること。 (2) 参加する対象にふさわしい講師を派遣すること。 (3) 身近かな事件事例を取り上げ、事故再現による方法を考慮すること。 (4) 講演など壇上からの一方的な話はつとめて短くして映画、スライド、掛図等視聴覚資器材を活用すること。 (5) 理解を深めるため質疑、討議等による方法も考慮すること。 (6) 人数の少ないときは、座談会方式、討議式または演技式による等その実施方法を考慮すること。
個別的な事項	運転者	(1) 平素、安全教育を受ける機会の少ないと思われるやお屋、大工、左官その他の中小企業の運転者またはいわゆるオーナードライバー等に重点を向けること。 (2) つとめて運転者の自主的会合等の機会をとらえて行なうこと。	
	安全運転管理者および運行管理者に対する講習会	(1) 原則として毎月1回以上実施すること。 (2) 対象者が特に少ないときは、班別またはブロック別に開催すること。 (3) 安全運転管理者および運行管理者に対	

		<p>しては、各別に行なうこと。</p> <p>(4) 欠席者に対しては、必ず日を改めて再講習を行なうこと。</p> <p>(5) 講習内容としては、安全運転管理または運行管理が計画的に行なわれ、事故防止に効果をあげている企業体の事例などを具体的に取り上げて紹介すること。</p> <p>(6) これらの講習により受講した事項を運転者に徹底させるため、各企業体内において自主講習会を開く等して積極的に指導させること。</p>
	歩行者教育	<p>(1) 区、市、学校等が主催する行事の場をできるだけ活用するように工夫すること。</p> <p>(2) 町会交通部、婦人部、母の会、商店会その他のグループを利用すること。</p> <p>(3) 交通事故多発地域に重点をおくこと。</p> <p>(4) 身近に発生した交通事故事例を引用するなどして、具体的な指導を行なうこと。</p>

3 児童、幼児に対する安全教育

児童、幼児に対しては、教育委員会と緊密な連絡をとり、小学校、幼稚園、保育園等に働きかけを行なうとともに、保護者、指導者等を通じて年齢に応じた安全教育を実施するものとする。

(1) 児童、幼児に直接実施する場合

児童、幼児に対しては、次の実施要領により、実地訓練の実施、視聴覚資器材を活用しての教育等を行ない、興味を持たせながら理解させること。

種別	実施内容	必要資器材
実地訓練	<p>低学年児童および幼児に対しては、主として正しい歩き方の訓練、高学年児童に対しては、自転車の安全な乗り方訓練を加えて実施するが、模擬道路の設定および模型資器材の活用は配意工夫し、効果のあがるようにする。</p> <p>1 正しい歩き方の訓練</p> <p>(1) 右側通行</p> <p>(2) 信号に従った歩き方</p> <p>(3) 正しい横断のしかた</p>	<p>模型信号機</p> <p>模型標識</p> <p>自動車</p> <p>ゴーカート</p> <p>自転車</p> <p>人形等</p>

	<p>(4) 踏切の渡り方等</p> <p>2 自転車の安全な乗り方の訓練</p> <p>(1) 守らなければならない通行方法（通行区分、並進禁止等）</p> <p>(2) 信号機の表示する信号の見方と通行方法</p> <p>(3) 警察官の手信号の見方</p> <p>(4) 交差点で右、左折するとき（信号のあるところとないところ）</p> <p>(5) 一時停止または徐行しなければならないとき</p> <p>(6) 燈火と合図</p> <p>(7) 2人乗りの禁止</p> <p>(8) 自転車の大きさと乗ったときの正しい姿勢</p> <p>(9) 点検整備のしかた</p> <p>(10) ペタルの正しい踏み方</p> <p>(11) ブレーキのかけ方</p> <p>(12) 発進および停止</p> <p>(13) その他</p>	
視聴覚教育	<p>映画、紙芝居等各種視聴覚資器材を活用して、興味を持たせながら推進するほか、高学年児童に対しては、研究会、討論会等を加え、各自に考えさせることにより理解させる。</p>	<p>映画、紙芝居、掛図、マグネット黒板、印刷物</p>
留意事項	<p>1 事前において学校側と連絡を密にすること。</p> <p>2 実施時期としては、新入学（園）時および長期休暇の前後などが適当であるが、そのほか事故の発生した機会等をとらえて行なうこと。</p> <p>3 児童、幼児に十分理解できることばづかいをすること。</p> <p>4 実地訓練の実施場所は、校庭等のほか、交通公園等の活用を考慮すること。</p> <p>5 実施にあたっては、できるだけ女性警察官を活用すること。</p>	

(2) 保護者等を通じて実施する場合

保護者等に対しては、適時資料を提供し、または話し合いを行なうなどしてこれらの者により子供の安全教育が自主的になされるよう、その働きかけを行なうこと。

第3 組織を利用した安全教育

1 組織づくりとその育成

安全教育を徹底するためには、各種の組織を通じてこれを行なうことが最も効果的であるので、次により未組織のものについてはその組織づくりを推進し、組織のあるものについてはその育成を図るものとする。

種別	組織づくり	実施事項
安全運転管理者部会および運行管理者部会	<ol style="list-style-type: none"> 管内の事業所でまだ安全運転管理者のおかれていないものについては、すみやかに選任させること。 警察署単位に安全運転管理者部会および運行管理者部会をもれなく結成させること。 	<ol style="list-style-type: none"> 安全運転管理者および運行管理者に対しては、企業内における地位の重要性を認識させ、その企業体内の運転者に対して徹底した安全教育をさせること。 交通広報資料を提供するなどして、警察が行なう諸対策に積極的協力がなされるように努めること。 安全活動の具体的内容としては、おおむね次のような事項を推進させること。 <ol style="list-style-type: none"> 企業体内の交通事故防止研究会 管理業務内容の検討会および実例発表会
自家用自動車協会	<p>一般オーナードライバー等を対象として、できうる限り警察署単位で結成を働きかけること。</p>	<p>適時資料を提供するなどして、交通安全のための協会の自主的活動がなされるよう働きかけること。</p>
自治会または町会の交通部	<p>各町会、自治会の関係者に働きかけ、町会、自治会内の交通部設置の気運を醸成させること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> すでに交通部の設置されているものに対しては、適時資料を提供するなどして、交通安全のための自主的な諸活動が行なわれるように努めること。 祭礼、盆おどり、納涼大会、運動会等町会の行なう諸行事に事故防止の企画を取り入れるように働きかけること。 ポスター、回覧板等の効果的な活用を図ること。

		4 総会、役員会等において地域の事故防止活動が議題として取り上げられるよう働きかけること。
各業種別の組織	各警察署管内の運輸、土木、建築、食品、燃料等各業種別の組織内に交通部を設置するよう働きかけること。	1 組織の責任者または事務局と密接な連携をとり、総会、役員会等の際、交通事故防止についての議題等を取り上げるよう働きかけを行なうこと。 2 各種の交通広報資料を提供して自主積極的な活動がなされるよう働きかけること。 3 講習会等開催の働きかけ 総会、役員会等の機会または支部単位で行なわれる行事もしくは会合を利用して、交通事故防止のための講習会等を開催する。
その他の組織	P T A、母の会、カークラブ、女性ドライバーの会等の各組織に対しても、それぞれの組織の特性を考慮しながら上記と同様の働きかけを行なうこと。	

2 地方自治体等に対する働きかけ

区、市、町、村とは常に緊密な連絡をとり、次の事項に留意のうえ、交通安全活動が自主積極的に推進されるよう協力体制を確立するものとする。

対象	実施要領
区、市、町、村の交通担当部局	1 区（市）民へのお知らせまたは各自治体の発行する機関紙等定期、不定期の刊行物については、適宜交通安全の各種資料を提供してその掲載を依頼する。
交通対策協議会	2 各自治体には、交通安全対策の事務担当課が設けられているので、平素から連絡を密にし、交通安全のための自主的な活動が行なわれるよう働きかける。 3 交通安全運動その他の行事に際しては、広報車による街頭広報の実施、ポスター、懸垂幕等の作成、掲出またはパンフレット等、印刷物の作成、配布を図ること。

3 民間協力者との連携

安全協会員、交通モニター、路線別交通安全協力員、児童交通保護委員等民間の交通安全協力者（以下「民間協力者」という。）に対しては、次によりその活動を促進するものとする。

- (1) 随時に連絡会議を開催し、相互の意見交換を行ない、その協力活動が円滑に行なわれるように努めること。
- (2) 交通広報資料を提供するなどして、管内の交通実態の理解について利便を図ること。
- (3) 民間協力者からその取扱事項について連絡通報を受けた場合は、誠実に処理し、協力意欲を減殺することのないように留意すること。
- (4) 民間協力者の制度については、事前に署員一般に周知徹底させ、親愛な態度で接遇にあたるよう心がけること。

第4 地域警察官の行う安全教育

地域警察官は、あらゆる機会をとらえ、広く一般運転者および歩行者に対して交通事故防止のための交通安全教育を実施するものとするが、特に次の事項について十分配慮するものとする。

1 巡回連絡の際

- (1) 一般家庭に対しては、対象に応じて行なうものとするが、特に児童、幼児のいる家庭には、主婦に対して通学（園）時または路上での交通事故防止上必要な事項の指導を行ない、また、老人のいる家庭には、外出時の交通事故防止について必要な事項の指導を行なうこと。
- (2) 飲食店、酒場、ドライブイン等に対しては、交通事故防止のため運転者には酒類を提供しないよう呼びかけること。

2 警ら等の際

路上などで、子供の危険な行為を認めた場合には、必ずひと声かけて指導を行なうこと。

3 街頭広報

交番等に備え付けてあるマイク等を活用し、一般歩行者及び運転者に対して、交通事故防止上必要な事項を随時広報して呼び掛けること。

第5 報道機関に対する協力要請

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関とは常に良好な関係を保持し、適時各種の資料を提供するほか、特に幹部は平素から報道組織をよく理解して適切な報道対策を心がけるものとする。

第6 芸能人等に対する働きかけ

管内に居住する俳優、歌手、司会者等で交通事故防止について理解のあるものに対し、随時交通広報資料を提供するなどしてそれぞれの芸能活動を通じ、交通安全に協力が得られるよう努めるものとする。

第7 実施結果の報告

交通安全教育実施状況の結果については、別記様式及び別紙報告書記載要領により年間を2期に分け、上半期分(1月～6月)については7月10日、下半期分(7月～12月)については翌年1月10日までにそれぞれ交通部長(交通総務課交通安全教育係経由)に報告すること。

交通部長殿(交.総.教)

警察署長

交通安全教育実施状況報告書()分

種別	対象別	対象別				備考
		一般	学童、幼児	運転者	合計	
広 報 媒 体 物	ポスター	枚	枚	枚	枚	
	パンフレット	部	部	部	部	
	チラシ、リーフレット	枚	枚	枚	枚	
	壁新聞	枚	枚	枚	枚	
	機関紙(誌)	部	部	部	部	
	フィルム(映画)	本	本	本	本	
	指導用掛図	冊	冊	冊	冊	
	ハンカチ、手ぬぐい	枚	枚	枚	枚	
	文房具					
	マッチ	個	個	個	個	
	立看板等	本	本	本	本	
	懸垂(横断)幕	枚	枚	枚	枚	
	写真、絵画等の展示	枚	枚	枚	枚	
	電光ニュース	回	回	回	回	
	横断小旗	本	本	本	本	
その他						
啓 発 活 動	講習(演)会	回 人	回 人	回 人	回 人	
	交通教室 (実地訓練)	回 人	回 人	回 人	回 人	
	映画会	回 人	回 人	回 人	回 人	
	紙芝居	回 人	回 人	回 人	回 人	
	座談会、研究会	回 人	回 人	回 人	回 人	
	その他	回 人	回 人	回 人	回 人	
	新聞雑誌等発表	回	回	回	回	
	交通標語等の活用	回	回	回	回	
広 報 活 動	テレビ、ラジオ活用	回	回	回	回	
	街頭放送	巡回	回	回	回	回
		固定	回	回	回	回
	部外放送施設利用	回	回	回	回	
	映画館におけるスライド映写	回	回	回	回	
その他	回	回	回	回		

別紙

報告書記載要領

- 1 交通安全運動、交通安全日等の実施状況（結果）を別途報告したものについても、さらにこの報告書に計上すること。
- 2 対象別における「一般」とは主として歩行者をさし、対象の区分が明らかでない場合は一般の欄に計上すること。
- 3 ポスター、パンフレット、チラシ、リーフレット、壁新聞、機関紙（誌）、フィルム（映画）、指導用掛図、ハンカチ、手ぬぐい、文房具、マッチ等の欄には、有償購入の分およびその署で作成した部数のみを計上し、本部から無償配布されたものは計上しないこと。
- 4 立看板、懸垂幕、写真、絵画等の展示欄には、掲出（展示）の期間を問わず、現実に掲出（展示）した本（枚）数を計上すること。
- 5 電光ニュース欄には、1か所1日1回として映出数を計上すること。
- 6 横断小旗欄には、その期間内に備え付け（既設個所に補充したものを含む。）または学童等に配布した本数を計上すること。
- 7 講習（演）会、交通教室（実地訓練）、映画会、紙芝居、座談（研究）会等の欄には、その実施回数および対象人員を計上するものとし、講師あるいは婦人警察官の派遣を本部へ要請して実施したものも計上すること。
- 8 講習会、座談会等に際し、同時に映画を映写した場合または実地訓練にあわせて紙芝居を実施した場合は、各別に計上すること。
- 9 新聞雑誌等発表欄には、部外の新聞雑誌、広報紙（誌）等に交通関係記事を掲載したものおよび資料の提供など便宜を供与した回数を計上すること。
- 10 交通標語等の活用欄には、新聞、雑誌、広報紙（誌）、チラシ、包装紙、封筒その他に登載（刷り込み）を依頼した回数を計上すること。
- 11 テレビ、ラジオの利用欄には、放送局またはスポンサーに各種の資料を提供して放送したものおよび放送局等の要請により対談その他の形式で出演して放送した回数を計上すること。
- 12 街頭放送欄の「巡回」は、広報車、警ら用無線自動車その他放送設備のある車両等により移動放送したものを1台1日1回として計上し、「固定」は交番等の放送設備により放送したものを1か所1日1回として計上すること。
- 13 部外放送施設利用欄には、駅の構内放送、劇場等の幕あい放送、商店会、広告放送業者その他の協力を得て実施したものを1か所1日1回として計上すること。
- 14 映画館におけるスライドの映写欄には、映画館において幕あいに映写したものを1館1日1回として計上すること。